

第 3 9 7 回

香川海区漁業調整委員会議事録

令和 5 年 9 月 2 7 日



第3号議案 「漁業権の免許申請に係る審査基準について（報告）」

内容について事務局が説明し、了承された。

6. 議事のあらまし

北尾会長が挨拶の後、議長となり、議事録署名人に森委員と大北委員を指名して議事を進行した。

〔北尾会長〕

岩田さんの後任として、松本伊三郎委員が就任されました。松本委員、一言お願いします。

〔松本伊委員〕

（松本伊委員自己紹介）

〔北尾会長〕

それでは議題に入ります。「香川県資源管理方針の変更について」知事から諮問が参っております。事務局より説明願います。

〔事務局（菅主任技師）〕

（資料1に基づいて説明）

〔北尾会長〕

ただいま、事務局から説明がございました。令和2年の12月に漁業法が改正となり、各県の資源管理指針を資源管理方針に、漁協が定めている資源管理計画を資源管理協定に移行する必要があります。この協定を定めないと、収入安定対策、いわゆる積み立てぷらすに加入できないため、各漁協にぜひ、協定を作ってくださいということです。県の方針は、令和2年12月1日に作られています。漁協の協定については令和5年度末までに変更する必要があります。従来の計画と協定の大きな違いは、協定は魚種ごとに資源管理の目標を定めること、県が認定してその内容を公表することです。休漁日の設定等、漁業者の取組みについては従来通りの内容でいけるということです。特に、今回、対象魚種を12種定めておりますが、これが一番大切なことかと思えます。何かご質問等ございますか。

〔小見山委員〕

対象魚種は誰が決めているのですか。

〔菅主任技師〕

水産課で検討させていただきました。

〔山本委員〕

TACには漁業者全員が導入反対です。

〔松本伊委員〕

神戸にも行って意見は述べたのですが、なかなかです。事務局から聞いたのですが、太平洋系群も反対しているようです。すぐではなくても、後々は国に言われてTAC化になるのではないかと思います。

〔大山室長補佐〕

資料に掲載しているのは、TAC候補種ということで、これから数量管理をするという趣旨ではありません。国が行っている資源評価に向かって管理していきましょと

いう、ざっくりとした内容です。資源管理協定に移行することによって、漁業者がこれまでと何か変わったことをする必要はありません。例えばカタクチイワシがTAC魚種になると、別紙2から別紙1に移行します。今回は、TAC候補種ということで、別紙2に記載します。

[嶋野委員]

いつ、TAC候補種になったのですか。

[松本伊委員]

知らない間になったのではないですか。

[大山室長補佐]

法改正以降、国から提示がありました。

[小見山委員]

休漁日を1日増やすとか、そのような感じのことでしょう。

[北尾会長]

協定については、今までどおりです。

[大山室長補佐]

今、皆さんが取り組まれている内容については、見直しの希望がなければ、そのまま協定に移行していただければと思います。

[嶋野委員]

当面は、ここに記載している魚種、漁法については自主的管理措置を行ってきたことで、これを改め、また追加することは恐らく考えていないのだと思います。これまでも、収入安定対策、共済の加入について、共済組合や県と相談しながら休漁日の設定などを行ってきました。松本伊委員が発言されたように、資源管理手法検討部会でカタクチイワシ、イカナゴ、マダイ、ヒラメと多岐に渡ってTACの導入を何度か議論してきたところです。特に、我々は、マダイやヒラメについては、その魚種だけ狙って操業する形態ではなく、混獲魚種であることを懸念しています。一部、マダイを獲る漁法もありますが、ほとんどが、混獲漁法である底びき網でマダイ、ヒラメを獲っています。もし、これがTACに移行すると、制限されて、網に乗ったものを捨てなければならないという事態になりかねません。イカナゴについては、私も54年間、込網をやってきたので、先日東京に行った際も、かなり強固な意見を申し上げました。燧灘のカタクチイワシ漁についても、(会場の)瀬戸内海漁業調整事務所に行く際には、松本伊委員には、組合員全員を連れていくように話をしたところです。とにかく、私はTACを導入しても、資源は回復しないと思います。伊勢・三河湾のばっち漁がここ8年間、イカナゴ漁を全面禁漁しているのに資源が帰ってこないことが一番良い例です。漁を2～3年休めば、資源が回復するというのを国が補償してくれるのであれば、我々も組合員を説得して取り組みますが、そうではなく、何の目的もなくやって、結局休んだら、生計が立たなくなります。香川県は、特に込網業者が、庵治から西に高松、塩飽と操業をしていますが、この船を使って、他の代替となる漁業を出来るなら良いですが、20トン未満の込網漁船を他の漁業には使えません。(イカナゴのTAC化を希望する)兵庫県とは意見が違いましたが、少なからず、国が示す(イカナゴ瀬戸内海東部系群の)漁獲可能量が580トン程度です。今年の庵治漁協の漁獲量は2月17日から3月の末までで670トンです。TACの漁獲可能量を1漁協で100トン程度

超えています。これをどうやって各県に配分するのでしょうか。（漁業者から）非常に反発を受けると思います。水産課も、機会ある度に、国に対して言ってほしいですし、私も、出来る限り国に訴えていこうと思いますが、このTAC制度は、瀬戸内海の魚種・漁法にはなじまないと思います。水産課、何か答えてくれますか。

〔植田事務局長〕

国は、最初に、TACの導入については、漁業者の理解を得てから進めていくという約束をしています。

〔小見山委員〕

そんなものは言うだけです。

〔嶋野委員〕

松本委員が発言したように、結局、国が押し切ってやろうとしています。であれば、その漁業の生計が立つような補償をしてあげなければ、誰も賛同しません。大きな問題になります。アルプス処理水どころではありません。

〔北野委員〕

植田さん。TACや資源管理と言っていますが、絶滅危惧種のような話が水産庁から何も出てきません。いないものはもう放っておけということですか。

〔嶋野委員〕

イイダコとかの話ですね。

〔北野委員〕

マアナゴにしても、危惧種に近いです。

〔嶋野委員〕

マアナゴも、タチウオもいません。

〔北野委員〕

TACで資源管理することを（国は）要望していますが、それ以前に、絶滅危惧種に近い魚種の話が全く聞こえてこないことが不思議です。増やす約束を入れなければ、増えてきません。

〔大山室長補佐〕

国は資源評価対象種を増やし、200魚種程度について、現時点の資源量を調査することにしています。絶滅危惧種ではなく、ある程度量が獲れて、資源評価が出来る魚種についてTACを導入していこうという国の方針です。漁獲量の多い、カタクチイワシなどが候補種になっています。そのうち、香川県に關係する魚種として、資料に記載しているマダイ、ヒラメ等の6魚種（7系群）が候補になっています。

〔北野委員〕

5～6年前までは、イイダコでも、（選別が）面倒で捨てていくくらいです。それが、今では絶滅に近い状況になっているのに、そのような問題を解決しない。制限をして獲らなければ資源は増えます。生存できない魚種をどのように考えているのか、そのような話が出ないのですか。

〔大山室長補佐〕

地域の問題と、国レベルの話は違ってきます。イイダコについては、皆さんご案内のとおり、今年から、遊漁者も含めて資源管理、資源保護に取り組んでおります。

〔北野委員〕

違います。それは香川県の話であって、TACは全国的な話でしょう。TACを導入して欲しくない魚種は、県によって違うでしょう。

[大山室長補佐]

瀬戸内海のような、狭い、遊漁者もいるような海域でTACを導入してきちんと管理できるのか、大きな問題だと思っていますし、導入にあたっての課題やむやみな導入については県としても国に問題提起しております。

[嶋野委員]

資源管理手法検討部会において、色々な提案やデータ等を見せてもらっている中で、反対意見が大勢を占めたということです。当然、漁業者であれば反対します。ただ、チリメンはTACの範疇に入れないが、大羽、中羽、小羽、カエリは入るというのはおかしい話です。チリメンは尾数にしたらすごい数です。どちらを取れば資源が残るといえるのですか。大羽、中羽、小羽、カエリを漁獲している県は限られますが、チリメンは全国規模になるから除外するのです。出来ないことは国もしないのです。TACなど、やめたら良いのです。

[松本伊委員]

ご承知のとおり、私達の組合では、週に3日しか操業しません。同業者で話し合いをして、自主的に資源のために週に3日しか沖に行っていないのです。これ以上どうしろというのが、私達の考えです。

[小見山委員]

イカナゴ、シラスが減ってきているのは、海に栄養がないからです。それについて国は考えないのですか。

[嶋野委員]

小見山委員の言うように、昔は豊かな海であったのが、水質汚濁防止法や瀬戸法を改正して、海はきれいになりましたが、「水清くして魚住まず」になってしまっています。

[小見山委員]

中国や韓国では水をどこどこか流すので、アオノリ等はそこら中に流れています。

[嶋野委員]

その辺りは国が規制をかけるばかりではなく、環境を、豊かな海に戻すようなことを考えていかなければ、このままでは漁村で後継者が育ちません。

[柏山課長]

今、豊かな海の話が出ましたが、瀬戸内海環境保全特別措置法が昨年4月に改正されて、今年から、下水処理場の栄養塩の添加について、一定の規制が解除できるような取り組みが可能となりました。今年度、山本委員や嶋野委員など漁業者の代表にも入っていただいて、冬場の下水処理場の管理運転をやりましょうということで、栄養塩管理計画を作っているところです。計画は環境部局が作成していますが、今後、パブリックコメント、国との協議をして、3月末までに作成し、来年度からはその計画に基づいて、規制を緩和した管理運転をしていただく方向で動いています。ただ、それだけで必ず全てが解決することはないと思いますので、色々手を考えながらやっていかないといけないですし、環境部局にも話をしていけないと思っています。

〔北尾会長〕

今回の方針の変更につきましては、あくまでもここに対象種が入ったからといって、必ずしもTACが導入されるものではありません。それをご理解いただいて、変更について承認いただけたらと思いますが、よろしいでしょうか。

〔山本委員〕

うーん。うーん。

〔嶋野委員〕

山本委員が唸っていますね。

〔柏山課長〕

今回、資源管理方針に魚種として入れさせていただいたのは、先ほど担当から説明しましたがけれども、皆さんが入っておられる積み立てぷらすの収入安定対策…（必要なものです）。

〔山本委員〕

いや、積み立てぷらすと言いますが、ぱっち網やぱっしゃなど、水揚げの多い漁業種類はかなりの保険に入っていますが、残りの漁業種類はほとんど入っていませんよ。

〔柏山課長〕

入っているところもあります。

〔山本委員〕

底びき網にしても、入ったら損だとのことで皆入っていません。

〔小見山委員〕

リース事業などを利用する人はこれに入っていないといけません。

〔山本委員〕

いや、そういったものには入っていますが、昔からやっているところは入っていません。

〔植田事務局長〕

たくさんはいませんが。

〔柏山課長〕

組合によっては、底びきの漁業者の方々も…。

〔山本委員〕

底びきにしても、もらうメリットがありません。昔とは査定が全然違います。私も昔はごち網で入っていましたが、掛けるだけ損です。形式上、最低の組合から何百円と、納めているだけです。それに、保険やなんやかんやを利用して、突き刺すような物の言い方は本当にいけません。法改正の時に、前海区会長が、職員も法律に従って動いてきますので、このようなことが起きると言っていました。当時、どうするのかと問うた時に、あなた達は「漁民をしっかりと守っていきます」と言ったのではないですか。それなのに、法律に段々段々と従って。立場上、従わないといけないとは思いますが。しかし、漁師の首を絞めてくるような水産課ではいけません。それを懸念して、前会長は辞任したのです。後からくる新人職員にも指導すると、植田さんや柏山さんも言っていたのではないですか。

〔柏山課長〕

今回の方針の変更は、方針の変更をして、資源管理協定に入っていただく。その方針の内容については、現行の計画と…（変わりません）。

〔山本委員〕

迂闊に承認していたら、皆生活が出来なくなります。説明を受けていないので、もう少し説明してからにして下さい。日本人は少し優しすぎます。もう少し言わなければ、次から次へとやられてしまいます。後継者もおらず、現実としてこれだけ漁民が困っています。法改正の当時、TACは瀬戸内海ではほとんど入らないだろう、入れないという話ではありませんでしたか。

〔柏山課長〕

今回は、TACとは別の話です。

〔山本委員〕

別ですが、第2といえは予備軍と同じです。

〔小見山委員〕

TACとは別と言いながら、TAC候補種と書いているではありませんか。

〔嶋野委員〕

そのような書きぶりにすると、我々漁業者は、将来TAC魚種になるのではないかと懸念を持ちます。休漁日を増やせとも言っていませんし、今まで自主的管理をしてきたことは、皆理解していると思います。

〔山本委員〕

承認してくださいと言われて、我々が首を縦に振り、漁業者から「ご飯が食べられない」と言われたらどうするのですか。そのところを県や国は良く考えてくれないと、承認はできません。もう少し皆が相談してから、承認お願いしますと言ってください。いきなり言われても承認できません。皆がしても私はしません。

〔植田事務局長〕

ただ、これを進めないと、収入安定対策に入っている人が出来なくなります。

〔山本委員〕

脅すようなことを言うなと言っています。

〔嶋野委員〕

山本委員、現実問題として、入れなければぐずぐず言う人が出てくるでしょう。

ただ、（水産課は）もっとソフトに、軟着陸させるような表現にするべきでしょう。

〔山本委員〕

言い方が悪いです。

〔大山室長補佐〕

具体的な漁獲努力量等の数値を目標として上げています。これは従来の自主的管理を否定するものでは全くありませんが、一般の人が見た時に、目標となる数値があった方が分かりやすいだろうという事で、今回、別紙2に入れてあります。実際、漁業者に考えていただいている協定の内容については、今の資源管理計画と同じ内容でそのまま移行しますので、漁業者に負担がかかるものではありません。協定に移行する際に、組合で揉んでいただき、意見があれば、変更していただいても構いません。何かここで締め付けようというものではありませんので、ご理解をお願いします。

〔北野委員〕

1点お伺いしますが、カタクチイワシとシラス、どちらにTACを導入した場合に効果があるのか国に聞いたのですか。卵が先かニワトリが先かと同じ話です。

〔大山室長補佐〕

非常に難しい話で、国も明確な答えがある訳ではないのですが、資源評価対象種として目標設定しやすいのは、カエリ以降のカタクチイワシということで、カタクチイワシが候補種になっています。

〔嶋野委員〕

これまでは稚魚を獲らずに大きくなってから獲りましょうとの方針でした。チリメンは獲っても良いが、大羽を獲るなという話があるものですか。国に対してでたらめを言うなど言いたいです。

〔大山室長補佐〕

おっしゃるとおりです。

〔北野委員〕

数が全然違います。

〔大山室長補佐〕

シラスのうち、他の魚に食べられる等の変動が大きすぎて評価が難しいと研究現場では言われています。

〔嶋野委員〕

ですから、評価が難しいことをしなくて良いと言っているのです。漁師は、量が減ったら休漁して色々なことを考えます。それで生き延びてきました。山本委員は唸っていますが、この方針の変更については、私は理解しているつもりです。

〔山本委員〕

理解はしていますが、ここで承認してくれと言われても。保険に入れないのも困りますが。

〔北尾会長〕

スケジュールでは、10月から11月に漁業者への説明となっています。

〔小見山委員〕

説明の仕方をもう少し上手にしないとイケません。このような言い方では皆反対します。ところで、なぜ、対象魚種にマナガツオが入っているのですか。マナガツオは減っていないでしょう。

〔菅主任技師〕

減っている減っていないではなく、対象となる漁法で重要な魚種を選定させていただきました。

〔小見山委員〕

誰がそのように考えているのですか。

〔嶋野委員〕

資源管理協定（案）の第3条に記載されています。

〔小見山委員〕

TAC候補種ではないが、対象魚種ということですか。

[大山室長補佐]

魚込網漁業で漁獲されていますよね。

[小見山委員]

では、込網漁業がメインということですか。

[大山室長補佐]

収入安定対策の対象漁業となっているためです。

[小見山委員]

本当に漁師の首を絞めるのが好きですね。

[松本伊委員]

TACになると量を決められるのがいけません。どう配分するのか、という話になります。また、配分量が減ることはあっても、増えることはないでしょう。

[山本委員]

私もサンマ船で経験がありますが、漁に出てはいけないと言われ、休みの上に休みとなり、生活できなくなります。

[嶋野委員]

できませんね。

[山本委員]

休んで水揚げしなくても、高値にはなりません。漁業者が努力をしても、言う事を聞けば、かえって損になります。それを知っているから言うのです。言い方は悪いかもしれませんが、当組合は込網等の許可がありませんので直接関係はありません。しかし、ここで承認していたら、他のもの（漁業種類）が対象となった時に、同じことの繰り返しになります。海区の一員としては、もう少し説明を求めます。植田さん、ああ言えばこう言う、説明の仕方が悪いのではないのですか。資源管理が大事なことは一番に分かります。ですが、説明の仕方も悪いと思います。

[嶋野委員]

TAC候補種という文言を、入れないといけないのですか。

[柏山課長]

方針の中にはTAC候補種という文言はありません。この中では、特定水産資源、特定水産資源以外の水産資源と記載しています。

[嶋野委員]

水産課がおっしゃっていることは良く分かります。ですが、TAC候補種と書くと、将来必ずTACを導入するという懸念を、皆が持ちます。

[柏山課長]

説明資料のことをおっしゃっているのですね。

[嶋野委員]

では、課長。ここで、国に対しTACは絶対させないと公言してください。

[柏山課長]

嶋野委員のご発言の趣旨は、説明資料に「TAC候補種」、「候補種以外」と記載されており、これはTACを入れることを前提とした資料の作りとなっているということですね。

[小見山委員]

候補などと言われたら、そうなるのだと思います。

[柏山課長]

先ほど植田が説明したように、当然国は、導入にあたっては漁業者の理解を得た上で行くと、法改正の際に説明しています。それは、絶対に守っていただかないといけないと思っています。

[小見山委員]

守らないでしょう。

[柏山課長]

いえ、守っていただかないと。それを守るということで、漁業法の改正も行われたのですから。

[山本委員]

漁業法の改正にはあれほど反対したのに、結局、このようになってくるではないですか。じわじわとなってきたのではないですか。漁業法を元に戻してもらったらいいのです。漁業のことを全然知らない代議士が勝手に、自分達の都合の良いように変えてしまったのです。触らなくて良い部分を触ってしまったのです。最初からこのような問題が起きることは分かっていたはずですよ。

[北尾会長]

説明資料から、「TAC候補種」との文言を削除できますか。

[小見山委員]

当然、削除しておかないといけません。

[山本委員]

候補などという文言は、悪い言葉です。

[嶋野委員]

国が見たら、香川県は候補にしているのではないかと言いますよ。そのような見方になります。

[山本委員]

そうならば、また、貴方達と我々が喧嘩になります。

[嶋野委員]

他の文言を考えてください。

[小見山委員]

不要な文言を書かずに、消せばよいのです。

[山本委員]

収入安定対策の要件になるというのであれば、積み立てぶらすの代わりにするような保険を県が作り、積み立てに入りませんとすれば良いのです。普通の保険に入っているのですから、別に積み立てぶらすに入らなくても良いのです。個人個人が入らないのならそれで良いのです。

[嶋野委員]

漁獲共済があります。共済は水揚げ高方針ですので、漁獲がなければ共済の対象にはなりますが、不足部分を積み立てぶらすで補うものです。積み立てぶらすの恩恵を受けるのは魚類養殖です。魚類養殖の場合は物損方式であり、台風や魚病で死

なければ共済の対象にならないため、価格が暴落した時に積み立てぶらすを発動して助成するものです。魚類養殖はこれがないと困ります。

〔山本委員〕

我々は入らなくても良いのです。

〔嶋野委員〕

共済組合の役員の立場からは、加入してくださいと言わなければいけません。

〔柏山課長〕

先ほど説明しましたように、諮問文に添付している説明資料の「TAC候補種」については、特定水産資源以外の水産資源、すなわち現在既にTAC魚種となっている魚種以外の香川県で重要な魚種について、資料の中で表現することとします。

〔山本委員〕

岡山県、兵庫県等の近隣の海区委員会はどのように言っているのですか。

〔大山室長補佐〕

ちょうど今、進めているところです。

〔嶋野委員〕

課長が言われたように、「重要魚種」等の文言に変えたらどうですか。そうでなければ、漁業者に説明する時に、激しい反発を招きます。

〔柏山課長〕

対象魚種については、重要魚種とか、特定水産資源以外のその他の魚種で重要な魚種等の表現を使い、資料の見直しを行います。

〔嶋野委員〕

はい。

〔北尾会長〕

ご理解をいただいたということで、ありがとうございます。（それでは「適当である」旨の答申をしたいと思います。）

続きまして、「第一種区画漁業権（藻類養殖業）の被免許者の決定について」こちらでも知事から諮問が参っております。事務局より説明願います。

〔事務局（石田副主幹）〕

（資料2に基づいて説明）

〔北尾会長〕

今回、第一種区画漁業のうち、藻類養殖業について、115件の免許申請があり、いずれも、漁場計画の設定を要望した漁業協同組合からの申請で競願は無いとのことです。申請者に免許をしてよろしいですか。

（一同、異議なし。）

それでは「適当である」旨の答申をしたいと思います。

続きまして、「漁業権の免許申請に係る審査基準について」、こちらは報告です。事務局より説明願います。

〔事務局（石田副主幹）〕

（資料3に基づいて説明）

〔北尾会長〕

漁業権の免許申請に係る審査基準ということですが、何かご質問等はございますでし

ようか。

(一同、意見なし。)

〔北尾会長〕

よろしいでしょうか。

(一同、異議なし。)

〔北尾会長〕

その他、事務局からありますか。

〔事務局(湯谷主任)〕

次回開催の予定についてご案内いたします。今回は10月下旬頃に、毎年行っている全漁調連の来年度に向けた要望事項の内容等について議論できればと考えております。日程については改めてご案内しますので、よろしく申し上げます。

〔森委員〕

その他でお聞きしたい。流せ業者から、播磨灘は4月20日から操業できるため、可能であれば坂手前も同じようにしていただけないか、一度聞いてみてくれないかと頼まれました。水産課は、海区委員会の場でこのような話を出すものではないとの意見でしたが、さわら流せと底びき網関係者双方の話合いで調整がつけば認めてほしいとのこと。また相談しますので、よろしく申し上げます。

〔小見山委員〕

地元の調整がつけば良いのではないのですか。

〔北野委員〕

水産課もテンポがずれています。これ程、温暖化なのですから、昨年から申し上げているように、県下一円、4月20日に統一すればよいのです。

〔小見山委員、松本委員〕

20日と言わず、4月1日にするべきです。

〔森委員〕

坂手前の場合は、さわら流せと底びき網の話合いがありますので、双方の折り合いが付けば、お願いしたいと思っています。

〔山本委員〕

今年度、高松前の漁期が4月20日に前倒しされました。鴨庄漁協の漁業者を寄せて調整して同意をもらいました。大山さんが立ち会いましたね。その際、当漁協の流せ網漁業者には、地蔵崎から大角の25日は20日にしなくても良いのかと何度も聞きましたが、小豆島は賛成してないから構わないと答えました。ですが、小豆島は皆賛成で、(20日の前倒しを)希望しているとのこと。おかしい話です。今、坂手の話が出ました。個人名は出しませんが、内間で操業している漁業者が20日から(小豆島の)北へ行きます。当時播磨灘では、20日の前倒しは、あくまでも播磨灘で商売している漁業者が対象といった約束事がありました。今、内間で操業している人が北へ行くのは内々では認められていますが、全体を20日にしてくれたら、皆操業出来るのです。小豆島で昔から流せをやっている人からなぜ、25日のままの海域があるのか質問を受けました。私は、小豆島が行かないと言ったのではないですかと聞いたところ、「そんなことはない。誰が言ったのか。」というので、そうであれば、小豆島から声をあげるように言いました。これは有名な話です。

〔北野委員〕

ですから課長、全部20日からにすれば良いのです。気候変動なのだから、県下一円にまとめてしまうのが簡単な話です。

〔山本委員〕

植田さんも、県内統一できていないのは首をかしげる部分があったでしょう4月1日からなどと突飛な話も一部で出ていますが、20日に統一しなければ、そのような話も出来ませんと漁業者には言いました。それが筋道です。

〔橋本委員〕

とりあえず、20日なら20日に決めたら良いのです。その先は、漁業者同士が話し合ってきたら、また考えれば良いのです。

〔北野委員〕

同意やなんやと細かい話をしていると何も決められません。小豆島の底びきの許可証は他の地区が持っている方が多いのですよ。

〔山本委員〕

それに、当組合では当時の書類も色々出てきました。見るなら参考に見せてあげます。

〔北野委員〕

気候も変わっているのですから、昔のことは参考にしないで良いのです。

〔山本委員〕

ですが、許可証によって行ける海域が違います。

〔橋本委員〕

女木も東は徳島の県境まで、下は三崎まで行けます。

〔柏山課長〕

いずれにしても、調整の手続きを踏んでいただく必要がありますので、よろしくお願いします。

〔北尾会長〕

それでは、これで海区委員会を閉じたいと思います。ありがとうございました。

〔閉 会 午前15時35分〕

上記は第397回香川海区漁業調整委員会の議事の顛末に相違ありません。

議 長 北 尾 登 史 郎

署名委員 森 勝 喜

署名委員 大 北 永 吏